

職員の勤務条件に関する交渉結果（概要）について

令和4年10月25日から令和4年11月16日まで行われた札幌市地方公務員二者共闘会議との交渉につきまして、妥結内容の概要を下記のとおり公表いたします。

要求内容	当局回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 年末一時金に関する要求 ・ 基準内賃金 × 札幌市人事委員会勧告月数以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.15月分（再任用職員:1.125月分）を12/9（金）に支給 ・ 人事委員会勧告による勤勉手当の引上げ分（一般職0.1月、再任用職員:0.05月）を12/26（月）に支給 ・ 令和5年度以降、6月・12月とも2.20月分（再任用職員：1.15月分）を支給
<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃金・労働条件に関する要求 ・ 勧告を最低限として月例給・一時金の改善を行い、改定給料表を速やかに提示した上で、早期条例化・早期差額精算を行うこと。 ・ 企業職員等の賃金も同様の改善を行うこと。 	<p>人事委員会勧告の内容に沿って、以下の改定を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職給料表は、若年層を対象とした引上げ ・ 消防職、医師職、教育職、現業職、医療看護職及び特定任期付職員についても改定。その他の企業職給料表も、同様に改定 ・ 改定は、本年4月に遡及して実施し、引上げ改定に伴う差額は12/26（月）に支給
<ul style="list-style-type: none"> ○ 統一要求 ・ 特殊勤務手当を改善すること。 ・ 健診事業をさらに充実させること。 ・ 定年の引き上げに係る新たな人事給与制度については、十分な労使協議を行い、合意を得た上で整備すること ・ 会計年度任用職員の賃金・労働条件は、常勤職員との均等待遇の原則に基づき改善すること。 ・ 各種休暇制度を改善すること。 ・ ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた制度・施策をさらに充実させること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒグマの痕跡調査等に従事する場合の手当を新設 ・ 乳がん検診について、来年度以降、視触診に代え、エコー検査を導入する準備の実施 ・ 地方公務員法の改正に伴い、役職定年制の導入、給料月額7割措置及び定年前再任用短時間勤務制度の導入等を実施 ・ 会計年度任用職員の各給料表は、常勤職員の給料表の改定に準じて改定 ・ 会計年度任用職員の特別給は、期末手当を0.1月分引上げ <p style="text-align: center;">} 継続的に協議</p>